

○底質調査

別表 有害水底土砂の判定基準

項目	基準値	備考
アルキル水銀化合物	検出されないこと	[溶出試験] 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令 (総理府令6 昭和48年2月17日) (平成7年4月1日改正)
水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ以下	
カドミウム又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下	
鉛又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下	
有機リン化合物	1 mg/ℓ以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下	
ヒ素又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下	
シアン化合物	1 mg/ℓ以下	
P C B	0.003mg/ℓ以下	
銅又はその化合物	3 mg/ℓ以下	
亜鉛又はその化合物	5 mg/ℓ以下	
ふっ化物	15 mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/ℓ以下	
クロム又はその化合物	2 mg/ℓ以下	
ニッケル又はその化合物	1.2 mg/ℓ以下	
バナジウム又はその化合物	1.5 mg/ℓ以下	
有機塩素化合物	40 mg/kg以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下	
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ以下	
トリス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下	
チウラム	0.06 mg/ℓ以下	
シマジン	0.03 mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下	
セレン又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	